

平成29年11月市議会総務委員会資料

	ページ
地域コミュニティのしくみづくりについて	1～6
(平成29年9月市議会 総務委員会資料)	

企 画 財 政 部

平成29年11月



地域コミュニティのしくみづくりについて

(1) スケジュール (案)

項目	平成 29 年度				平成 30 年度
	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会認定要件 ・ 交付金制度 	制度 (素案) 市内全地区周知 → 制度 (案) 作成	所管事項調査 9 月議会	所管事項調査 11 月議会	当初予算計上 2 月議会	交付金制度 施行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域説明 ・ 協議会設立支援 	4 月中旬～6 月 ① (市長) 地域説明・意見交換会 ⇒ 制度 (素案) 説明 ※17 ブロックに分け実施	6 月下旬～9 月予定 ② (地域コミュニティ推進室) 地域説明・意見交換会 ⇒ 制度 (素案) 説明 ※小学校区単位で実施			まちづくり計画策定・協議会設立支援 ※全地区一斉一律に設立するものではなく、地域の実情に合わせる
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への周知 	広報ながさき 9 月号 ホームページへの掲載 (リーフレット、地域説明・意見交換会開催状況)				

① 市長による地域説明・意見交換会開催状況（17ブロック）

NO	開催日	開催場所	対象地区	参加人数
1	4月18日	野母崎行政センター	野母崎	80
2	4月20日	ダイヤモンド・小ヶ倉ふれあいセンター	戸町、小ヶ倉、南長崎、土井首、南陽	59
3	4月22日	滑石地区ふれあいセンター	西北、滑石、虹が丘、大園、北陽、横尾	57
4	4月23日	茂木地区公民館	南、茂木、日吉	42
5		男女共同参画推進センター アマランス	上長崎、伊良林、諏訪、桜町、西坂、高島	55
6	4月25日	北公民館	西浦上、女の都、川平、西山台、三原	60
7	4月27日	山里地区ふれあいセンター	銭座、坂本、山里、高尾	35
8	5月19日	淵地区ふれあいセンター	西町、西城山、稻佐、城山	73
9	5月20日	三和行政センター	川原、為石、蚊焼、晴海台	42
10		南部市民センター	深堀、香焼、伊王島	83
11	5月23日	三重地区市民センター	三重、畝刈、鳴見台	73
12	5月25日	東公民館	日見、矢上、高城台、古賀、橋、戸石	134
13	5月27日	琴海南部文化センター	尾戸、形上、長浦、村松	88
14		外海公民館	神浦、外海黒崎、池島	93
15	5月28日	大浦地区公民館	小島、愛宕、仁田佐古、大浦	68
16		小江原地区ふれあいセンター	小江原、桜が丘、式見、手熊	49
17	6月3日	西公民館	飽浦、朝日、小柵、福田	36
合 計				1,127

② 地域コミュニティ推進室による地域説明・意見交換会開催状況（69小学校区）

H29.8月末現在

項目	回数（小学校区数）
連合自治会長等に対する説明	79（69）
自治会をはじめとした地域の各種団体が参加する場での説明会	32（33） ※開催予定を含む

[地域説明・意見交換会で出された主な質問・意見と回答]

(仮称) 地域コミュニティ連絡協議会について

青少年育成協議会や社会福祉協議会地区支部のように、地域の各種団体が連携して活動しているネットワーク型の団体があるが、新たに協議会を設立しないといけないのか。

- ・既存のネットワーク型の組織が、地域全体の課題の把握や活動を行っていただいている場合は、その組織を母体として設立することもできます。ただし、地域を代表する組織となりますので、地域の皆さんで確認する話し合いの場を設けていただく必要があります。

必要性は感じるが、どの団体も人材不足である。どうしたらよいか。

- ・地域の様々な団体が集まり、連携して情報共有や活動を行う中で、新たな人材の発掘や役割分担による複数の役員の兼任等の個人負担の軽減が期待できます。

他都市の協議会の事例を参考にしたい。

- ・今年度9月16日に佐賀市、11月18日に福岡県福津市のそれぞれ2つの地域を視察する予定となっています。是非、たくさんの方々に参加していただき、実際に活動している方の声を聴いていただきたいと思います。

交付金について

協議会を設立すれば、交付金が交付されるのか。

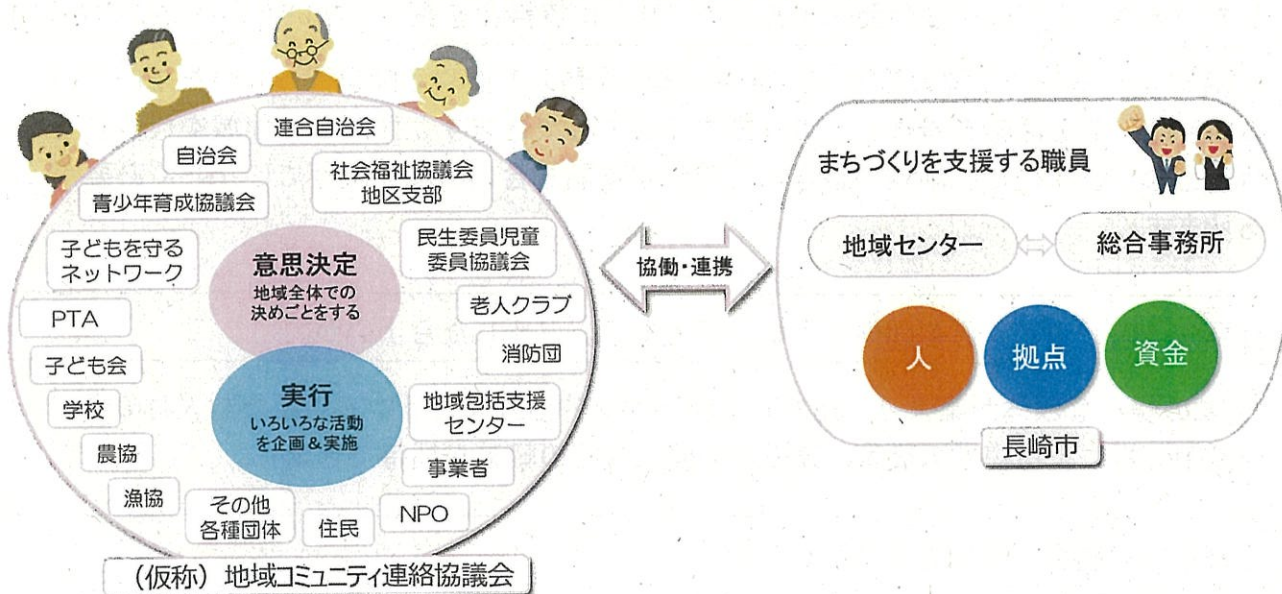
- ・交付金制度は、地域の様々な団体が連携して、課題を解決するための活動を財政的に支援するものです。目指す地域像や必要な取組み等について、地域の様々な団体や世代の皆さんで話し合って策定いただく「まちづくり計画」に基づいて、毎年度、事業計画を作成いただき、その事業計画に基づいた活動に対して交付します。
(地域ごとに上限あり)

交付金の具体的な金額はいくらか。既存の補助金はどうなるのか。いつまで続くのか。

- ・長崎市全体の予算規模としては、年間で約2億円程度を想定していますが、その制度設計については、地域の皆さんのご意見も参考にしながら、今年度中に行う予定としています。また、広報ながさき配布謝礼金などの既存の補助金等については、現行のとおりと考えています。なお、交付金は単年度のものではなく、継続していきたいと考えています。

(2) 長崎市が目指す姿

- ・住民みんながもっと参加する！
- ・団体同士がもっとつながる！
- ・地域と市役所がもっとつながる！



(3) (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会の認定要件 (案)

- ア 概ね現行の小学校区または概ね連合自治会の区域を活動範囲とするものであること
- イ 当該地区を代表する組織で、様々な地域課題に対応できること
 - (ア) 活動範囲内の自治会の8割以上が加入していること
 - (イ) 連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区支部、学校等、相当数の地域の団体等が加入していること
- ウ 会員にはその地区に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること
- エ 自主的・自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと
- オ 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われること
また、運営に関する規約を有していること
- カ まちづくりの目標、活動内容（子育て支援、高齢者支援、環境美化、防犯・防災、地域振興、地域交流等）等を定めたまちづくり計画を策定していること

(4) 人に関する支援 (案)

ア (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会の運営支援

- (ア) 地域運営 (活動、会計、諸手続き等) に関する相談・助言
- (イ) 各種連絡、庁内調整、情報提供、各種会議への出席
- (ウ) 各地域の情報共有を目的とした全体会議の開催

イ 話し合う文化の醸成、リーダーの発掘・育成

- (ア) 一体的な地域運営のための体制づくり支援 [わがまちみらい工房]
地域の様々な団体が一堂に会して、まちの現状や課題の把握、もっといいまちにするための方策について話し合い、まちづくり計画を策定する
- (イ) 地域活動の事例発表会の開催 [情報交換会]
各地域の事例発表を通して、地域活動のコツや困り事などを、参加者同士で共有する
- (ウ) 講座の開催 [マネジメント講座]
「地域運営の方法」について学ぶ



ウ まちづくりを支援する職員の資質向上

- (ア) 職員研修 [ファシリテーション研修など]
- (イ) 相談支援 [地域コミュニティ活性化アドバイザー]

(5) 拠点に関する支援 (案)

ア 拠点に必要な機能

- ・ 会議室機能
- ・ 事務局機能

イ 拠点に対する支援

- 〈現状〉・ふれあいセンター・大型公民館・地区公民館のいずれかを中学校区に配置
- 〈今後〉・地区公民館のふれあいセンターへの移行
- ・ 公共施設の活用についての相談

(6) 資金に関する支援 (案)

● 交付金制度

ア 目的

地域の各種団体が連携した一体的な地域運営を財政的に支援する

イ 交付対象

(仮称) 地域コミュニティ連絡協議会 まちづくり計画策定を要件

ウ 対象となる活動

地域住民による話し合いを通じて策定したまちづくり計画に基づく、自主的・自立的な地域課題の解決に向けた活動(事業及び事務)

活動例) 子育て支援、高齢者支援、環境美化、防犯・防災、地域振興、地域交流等

エ 開始予定時期

平成 30 年度から

オ 既存の補助金等

広報ながさき配布謝礼金や老人クラブ助成金など、各種団体に交付している補助金等については現行のとおりとする

カ 交付金の基本的な考え方と上限額の算出方法

交付金は、まちづくり計画に基づいて、毎年度、事業計画を作成いただき、その事業計画に基づいた活動に対して、上限額内において交付する

(案) 基礎割と人口加算割の合計額を交付金の上限とする

基礎割：各協議会に一律 500,000 円

人口加算割：各協議会の活動範囲の人口 1 人あたり 400 円

キ 財源

地域振興基金

